

複数の先行研究から考察される 「障害者手帳を所持していない精神障害者・ 発達障害者の就労実態等」について

-
- 高木 啓太（障害者職業総合センター 上席研究員）
増田 保美・大石 甲・中山 奈緒子・布施 薫・
佐藤 涼矢・大谷 真司（障害者職業総合センター）

背景と目的

■障害者雇用率制度における障害者の範囲

⇒「手帳を所持していない者に係る就労の困難性の判断の在り方にかかわる調査・研究等を進め、それらの結果等も参考に、引き続きその取扱いを検討することが適当である」

(労働政策審議会障害者雇用分科会意見書：令和4年6月17日)

⇒2024年度から2025年度にかけて「障害者手帳を所持していない精神障害者、発達障害者の就労実態等に関する調査研究」を実施

○本発表では、アンケート調査の内容検討のために先行研究の文献調査を実施した際に把握した就労実態等について取りまとめた結果を報告し、考察する。

方法

- 障害者職業総合センター調査研究報告書及び資料シリーズの先行研究の調査データを用いて知見を整理し、データの再集計による手帳の有無間での比較検討を行った。
- 本発表では、障害者手帳を所持していない者の割合、理由、就労支援上の課題、手帳を所持していない障害者における希望する労働条件や支援機関の利用について報告する。

手帳を所持していない者の割合

| 調査年 | 対象機関 | 調査対象 | 回収率 | 手帳なしの割合 |
|--------------------------|---------------------|--|----------------|------------------|
| 2009～2010年 ¹⁾ | 全国のハローワーク 109所 | 2009年4月1日から2010年1月31日の間に新規求職登録した発達障害者 | 69% | 31% 167/538 |
| 2010年 ¹⁾ | 障害者職業センター 52所 | 2010年4月1日から6月30日の間に新規利用の発達障害者 | 88% | 53% 243/456 |
| 2010年 ¹⁾ | 障害者就業・生活支援センター112所 | 2010年4月1日から6月30日の間に新規利用した発達障害者 | 58% | 37% 75/201 |
| | | 2010年4月1日以前から2010年6月30日現在まで継続利用した発達障害者 | | 22% 265/1,203 |
| 2018年 ²⁾ | 全国のハローワーク ※対象数不明 | 2018年6月1日から6月30日の間に新規求職申込みを行った精神障害者 | 417所 から回収 | 26% 618/2,352 |
| | | 2018年6月1日から6月30日の間に新規求職申込みを行った発達障害者 | | 18% 117/641 |
| 2021年 ³⁾ | 全国の事業所 15,000所 | 2021年10月1日現在事業所に雇用されている精神障害者 | 有効回答 5,698件 | 0.7% 6/849 |
| | | 2021年10月1日現在事業所に雇用されている発達障害者 | | 2.2% 13/582 |

※先行研究では発達障害者を対象とした調査が多い

手帳を所持していない理由①

■2009年医療機関等調査¹⁾

- 発達障害では「家族が拒否」が最多。（ただし、障害者手帳の認定に至らなかった者の数、その状況に対する回答は極めて少ない。）

■2010年障害者就労支援機関（以下「支援機関」）調査¹⁾

- 手帳を希望・申請しても取得が難しいと思われる者が「いる。」と回答した割合

⇒地域障害者職業センター（以下「地域センター」）

46機関中33機関（72%）

⇒障害者就業・生活支援センター（以下「就業・生活支援センター」）112機関中24機関（22%）

手帳を所持していない理由②

- 2010年支援機関調査¹⁾（複数回答）
 - 「発達障害の診断がないため、手帳の申請に至らない」
（地域センター73%、就業・生活支援センター54%）
 - 「精神障害者保健福祉手帳の申請のための診断が受けられない」
（地域センター60%、就業・生活支援センター17%）
 - 「療育手帳を申請したが、交付されなかった」
（地域センター39%、就業・生活支援センター38%）
 - 「精神障害者保健福祉手帳を申請したが、交付されなかった」
（地域センター27%、就業・生活支援センター8%）
- 2012年支援機関調査⁴⁾
 - 全回答機関のうち7～8割が、発達障害者について「本人や家族の意向で取得していない」との理由が最も多いとした。

手帳を所持していない発達障害者の 就労支援上の課題①

■ア 本人に対する就労支援上の課題

□2010年職リハ機関調査¹⁾

- 回答数は限られるが、地域センター、就業・生活支援センターともに「本人の障害受容の問題」が最も多い。

□2012年支援機関調査⁴⁾

- ハローワーク「家族から障害特性への理解を得る」(52%)
- 就業・生活支援センター「本人に障害特性への理解を促す」(62%)
- 地域センター「本人から障害開示への同意を得る」(71%)
- 発達障害者支援センター「本人から障害開示への同意を得る」(68%)

手帳を所持していない発達障害者の 就労支援上の課題②

■イ 企業に対する就労に向けた働きかけに関する課題

□2010年職リハ機関調査¹⁾

- 「障害開示で求職しても、受け入れ事業所が限られ確保が困難」、「就職活動が長期化しがち」など

□2012年支援機関調査⁴⁾

- 「企業に本人の採用を働きかける」（ハローワーク59%、地域センター84%）
- 「企業から障害特性への理解を得る」（発達障害者支援センター65%）

手帳を所持していない障害者における 希望する労働条件について

□2018年ハローワーク調査²⁾の再分析

⇒精神障害または発達障害のある求職者の回答を用い、手帳の有無と他の調査項目を用いたクロス集計を実施。

- 「手帳あり」と比較した場合、希望する求人の種類が一般求人であるとの回答率が精神障害、発達障害ともに有意に高い。
- 障害の開示に関しては、精神障害にあっては「開示しない」の回答率が有意に高い。

□2009年～2010年ハローワーク調査¹⁾

- 残差分析において発達障害者で「手帳なし」の場合には、「一般求人」、「障害非開示」、「訓練の利用なし」、「制度の利用なし」、「連携した機関なし」における選択率が有意に高い。

考察①

■各種調査からわかったこと①

- 一定数の手帳を所持していない、支援機関の利用者がいる。
- 2010年のデータでは、手帳を所持していない発達障害者は地域センターの新規利用者の5割超、就業・生活支援センターの新規利用者の4割弱。
- ハローワーク調査で比較すると、新規求職者における手帳を所持していない発達障害者の割合は2009～2010年の31%から、2018年は18%と大きく減少。

⇒手帳所持に関する考え方の変化が示唆されるのではないか。

- 在職中の精神障害者並びに発達障害者で手帳を所持していない者はわずかであったが、事業所調査のため、非開示としている者が含まれていない可能性に留意する必要あり。

考察②

■手帳を所持している者との比較

- 本人による障害特性の理解や障害開示への同意、企業による障害特性の理解に向けた支援について、支援機関が苦慮していることが窺えた。
- 企業に本人の採用を働きかけることや家族から障害特性への理解を得ること等にも困難さが見られた。
- 採用の観点からみると、手帳所持者は障害者雇用の実雇用率の算定対象となるため、手帳所持が企業の採用意欲につながる部分はかなり大きいと思われる。

考察③

■手帳を所持している者との比較

- 2009年～2010年ハローワーク調査¹⁾再集計の結果から、手帳を所持していない発達障害者については「制度の利用なし」、「連携した機関なし」における選択率が有意に高い。

⇒手帳を所持していない場合には、支援のための様々な制度や専門機関などの資源が利用されにくい状況にあることが窺われる。

■今後の調査において

- 職場で受けている配慮や手帳を申請しない理由、課題への対応策や支援事例等についてより詳細に実態の把握に努めていく。
- 先行研究が未だ不十分な手帳を所持していない精神障害者の支援上の課題や、手帳取得率の変化から推察される手帳に対する社会意識の変化等も合わせて把握していく。

【参考文献】

- 1) 障害者職業総合センター『高次脳機能障害者・発達障害のある者の職業生活における支援の必要性に応じた障害認定のあり方に関する基礎的研究』 「調査研究報告書No. 99」 (2011)
- 2) 障害者職業総合センター『障害のある求職者の実態等に関する調査研究』 「調査研究報告書No. 153」 (2020)
- 3) 障害者職業総合センター『障害者雇用の実態等に関する調査研究』 「調査研究報告書No. 176」 (2024)
- 4) 障害者職業総合センター『手帳を所持しない障害者の雇用支援に関する研究』 「資料シリーズNo. 75」 (2013)